

令和2年第6回

荒川区教育委員会定例会

令和2年3月27日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和2年荒川区教育委員会第6回定例会

1 日 時	令和2年3月27日	午後1時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員	高 梨 博 和 坂 田 一 郎 小 林 敦 子 長 島 啓 記
4 欠席委員	委 員	繁 田 雅 弘
5 出席職員	教 育 部 長 教育総務課長 教育施設課長 学 務 課 長 指 導 室 長 教育センター所長 生涯学習課長 ゆいの森課長 地域図書館課長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	三 枝 直 樹 山 形 実 加 藤 弘 小 堀 明 美 瀬 下 清 飯 田 秀 男 漆 畑 研 太 小 林 弘 幸 成 瀬 慶 亮 大久保 和 彦 寺 本 英 雄 小 川 綾 一 早 坂 利 春 宮 島 弘 江

6 案 件

(1) 審議事項

議案第 1 0 号 荒川区教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について (案)

議案第 1 1 号 荒川区教育委員会事務局の人事について

議案第 1 2 号 指導主事の任用について

議案第 1 3 号 荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について

議案第 1 4 号 荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア 令和 2 年度予算における教育委員会主要事業について

イ 令和 2 年度新学期からの学校運営及び新型コロナウイルスへの対応について

ウ 荒川区と東京都立産業技術高等専門学校との特別推薦制度について

エ 令和 2 年度社会教育関係団体への補助金について

オ 荒川区生涯学習推進計画 (第三次) の進捗状況について

(3) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会、令和2年第6回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、長島委員、お二人にお願いしたいと存じます。

1月10日開催の令和2年第1回定例会の議事録につきましては、前回の定例会で配付し、この間御確認いただいたところでございます。本日、特に委員の皆様から御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 それでは、承認といたします。

本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきたいところですが、直近、大きな話題となっております新型コロナウイルス感染対策に関連いたしまして、「令和2年度新学期からの学校運営及び新型コロナウイルスへの対応について」の案件をまず1番目に取り上げさせていただきたいと思っております。

事務局から報告をいたさせます。

学務課長 御手元の資料を御覧いただければと思います。「令和2年度新学期からの学校運営及び新型コロナウイルスへの対応について」御報告をいたします。

学校における感染予防の基本的な考え方は、次の三つの条件を徹底して回避することとなっております。換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声です。特に幼稚園、小学校では子ども同士が近距離にならないということが難しいと思っておりますが、この三つの条件が同時に重ならないよう最大限配慮してまいりたいと考えております。

併せて学校保健は日頃からの家庭との連携が必要であり、この連携を強化し、後ほど御説明する学校での対策や発症時の対策についてしっかり対応しながら学校生活を再開したいと考えております。

2の授業・学校行事等についてを御説明いたします。まず、新学期の開始日ですが、始業式について、現在4月6日で予定されておりますが、1週間遅らせて4月13日からとし、始業式を実施する場合には放送等を利用して、全校児童・生徒が集まらない形をとることとしております。この1週間先送りになることについて、のところに学務課から郵送して全児童・生徒の御家庭にお送りする旨を記載してございますが、この方法がちょっと難しいということが判明いたしましたので、メール配信と区や学校のホームページで周知することで対応したいと考えております。

また、これに伴いまして入学式も1週間ずつ先送りとなり、それぞれ幼稚園は16日、小

学校は13日、中学校は14日となります。入学式の式典については卒業式と同様、御家庭で2名の保護者の方の参加、また御来賓は御遠慮いただく形で実施いたします。こちらの周知につきましては、新1年生ということで配信メールの登録がまだなされていないことから、まずは学校と園から新入生宛てに通知を差し上げて、併せて配信メールの御登録を依頼しまして、今後また緊急の連絡がある場合には配信メールが使えるような形をとりたいと思っております。また、区と学校のホームページでも周知を図ってまいります。

おめくりいただいて2ページとなります。授業については先ほど申し上げた三つの条件が重ならないような授業方法といたしますが、中でも体育のプールの授業については、後ほど御説明する学校の法定の健康診断が春に実施できない関係で、1学期の間は中止したいと考えております。

(5)の学校行事等については不特定多数、閉鎖空間、公共交通機関の利用という点はこれまでと同様で、これに該当するものについては延期、中止を検討してまいりました。

資料の最後についております「学校行事等一覧」を御確認いただければと思います。こちらの一覧にしてございますが、春季の運動会、それから中学校の修学旅行については2学期以降に延期することとしております。3月と4月の1週目の授業の分の授業時間数を確保しながら、2学期以降に延期できないもの、秋に学校の重要な行事が重なるため、学校の負担を考慮して中止するもの等がございます。中でも中学校のワールドスクールについては、先方の秋田国際教養大学が7月いっぱい、生徒さんはオンライン授業になるということで、8月にイングリッシュビレッジそのものを実施することが今年度は難しいという御連絡があり、今年度のワールドスクールの受け入れについては、申し訳ないが御辞退申し上げたいということでしたので、これについては中止とさせていただくほかない状況になっております。

また、オリンピック・パラリンピックの観戦については周知のとおりですが、オリンピック・パラリンピックの今年度の延期が決まっておりますので、観戦についても実施はないものとしております。

また、予定どおり実施する学校行事については、中学校の連合体育大会、図画工作展、連合展示会がございますが、これについては実施時期の兼ね合いからあまり授業時数確保に影響がないこととすとか、学校の御要望等を配慮してこういう形になっております。

最後に、検討中の学校行事等についてですが、友好都市との交流事業については、行き先の感染状況等もございますので、また時期とか場所によって条件が異なりますことから、実施が困難な場合が予想されておりますが、検討中としております。

ほかに、中止する大きな学校行事として、下田の臨海学園がございます。これについては夏の下田に行く電車をもう予約しなくてはいけなくて、今の段階で本当に夏に実施できるの

かどうかということがあったりですとか、オリンピック・パラリンピックが中止になった中で、子どもたちが臨海学園に行っているということが、果たしてどういうふうに見えるのかということなどもありますので、下田臨海学園については今年度実施が難しいかなと考えてございます。移動教室については、春から始まるものがあったのですが、これについては秋に日程をずらして、移動教室については教育課程の中に入っていることとございますので、実施をしたいと考えております。

中学校の移動教室については秋に移しても実施が難しいということがございましたので、中学校については中止とさせていただきます。

元の資料にお戻りいただいて2ページの一番下、部活動については文部科学省とか東京都のガイドラインでは部活動を再開してもいいというのはあるのですが、先ほどの三つの条件に合致しないことが大前提なので、その点を考えますと実施できる部活、実施できない部活と非常に線引きが難しい問題がございますので、東京都で感染が拡大している状況の中では、部活動については、中止の状況を4月12日まで続けることとし、再開の時期については改めて検討したいと考えております。

学校が始まりましたら給食が始まりますが、これについても向かい合わないで食べるとか、会話を控えながら食べるという子どもたちにとっては楽しくないものにはなりますが、感染症対策をしっかりとしながら、当然給食当番についても健康状態のチェックを徹底するなど、きちんと学校に指導しながら提供してまいりたいと思っております。

3ページの中ほどにあります、先ほど申し上げた児童生徒の健康診断についてですが、文部科学省からも法定の6月30日を超えて実施しても差し支えない旨の通知がありました。併せて医師や歯科医師への感染を防ぐ観点から、既に複数の学校医の先生から春の実施が難しいとの御連絡をいただいており、また併せて医師会からもそういった申し入れがございましたので、2学期以降の実施で差し支えないということを学校の方にも通知したいと考えております。これによりまして、児童生徒の内科検診が実施できなくなりますので、呼吸器官ですとか、循環器系の疾患等のプールに入ることに危険が伴う可能性のある疾患が発見されにくくなるということがございますので、プールの実施についても見合わせるものでございます。

同じく3ページの一番下の基本的な感染症対策の徹底については、後ほど付けております別添の文部科学省のガイドライン、都のガイドラインを参考にしたもので、区では御手元の資料の41ページにございます「健康の記録」を毎日子どもたちにつけてもらって、学校に持ってきてもらって、学校で健康観察を実施することとしております。

また、教職員についても毎日の健康観察、検温等を実施しまして、管理職が確認すること

を徹底いたします。そのほか、換気ですとか、子どもたちがよく触るスイッチとかドアノブ、そういったところの消毒についてもしっかり行ってまいります。

4 ページを御覧ください。5 の感染者が発生した場合の対応については、基本的には児童生徒が発生した場合には、その学校の全部を臨時休業、14 日間実施したいと考えております。この際の期間や範囲については、保健所等とも調整の上、学校の設置者が決定するものです。また、教職員に発生した場合も同様で、その学校全部を臨時休業にするとしております。

また、濃厚接触者とされた児童生徒や教職員がいるという場合については、当該児童生徒や教職員を出席停止、出勤停止という扱いにして、その児童生徒等が誰とどれだけ接触していたかという状況を勘案しまして、場合によってはその学校を臨時休業する場合があるということにしております。

また、学校に対しましては、今後、臨時休業が実施されることが十分に予想されますので、学習用プリントなどの家庭学習の準備ですとか、臨時休業が長くなったときは登校日を実施していただいて、お子さんの様子を何とか確認していただくという準備を進めていただくようお願いいたします。

最後になりますが、春休みが延長となる期間について、この4月の1週間については現在の春休み同様、にこにこすくーるですとか学童クラブで、お家で一人でお留守番できないお子さんを中心に受け入れていただくこととしております。

御手元の資料の7ページから38ページまでは文部科学省と東京都のガイドラインをお付けさせていただきます。

39ページを御覧ください。こちらは針や糸を使わない、縫わないでもいいマスクの作り方となっております。御家庭にあるハンカチにゴムを輪にして通すと、それでマスクの代わりになるものです。マスクが入手しづらい状況の中、学校の再開に当たりましてマスクの着用が推奨されていることと、文部科学省からも手作りマスクの普及に対して、ぜひ学校で積極的に取り組んでほしいという通知がございましたので、こういったハンカチマスクの作り方についても保護者の皆様に周知をしまして、新学期には手作りマスクをすることで、自分の顔を触らなくなるですとか、自分のくしゃみや咳の飛沫を飛ばさないことができるといった予防策を講じられるものと考えております。

また、このマスクについては、日暮里に繊維問屋街がございますので、産業経済部にも御協力をいただいて、繊維街の方で布やゴムを御用意いただけるお話もございますので、区が一丸となりまして、子どもたちを守ることを通して高齢者や基礎疾患のある方へ感染させない対策を徹底してまいりたいと考えております。

長くなりましたが、御説明は以上です。

教育長 本件につきまして、説明が長くなりましたけれども、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

坂田委員 よろしいですか。対応策は、非常によくできていて素晴らしいと思います。

その上で一つは、行事等の中止に伴うキャンセル料についてですが、私は教育長からそういうことは考慮しなくてよいと学校に言ってもらったらどうかと考えます。キャンセル料が発生するかしないかで判断に迷いが生じるというのはよくないと思うのです。それは区が全力をもって対応するとか、そういうお金の問題よりも優先するという姿勢が必要かなと思うのです。

それから、集団登校はどうされるのですか。

教育長 では、キャンセル料と集団登校について、事務局の説明をお願いします。

学務課長 キャンセル料については、区ですべて負担するということは2月の段階から実施しておりますので、そこで迷いが生じるということはないと思うのですが、全然変更できなくなってしまうようなことが起きる前に、修学旅行などについては今のうちに秋にずらしておいていただきたいということがございます。下田の臨海については夏の、本来であればオリンピックをやっている時期にみんなが電車に乗って移動して、その時期にどういう状況になっているかも全く判断がつかないところがございますので、ここについてはまたそのときの状況によっていろいろなことを決めていきたいと思っております。

教育長 坂田委員の御趣旨については、私どもも十分心していきたいと思えます。おっしゃられるようにお金の問題でどうこうするというのではなくて、子どもたちにとって、先生、学校、教育現場にとってどの方法がベストなのかということを追求していきたいと思っております。

次に、集団登校について説明してください。

指導室長 集団登校、現在でもやっている学校の方が少ない状況です。というのは、広範囲の地域から来ているので、待ち合わせ時間を設定すると遠いお子さんがなかなか来られないこともあるので。

坂田委員 うちの近所だとよく集団登校しているのではないかと思うのですが。

指導室長 瑞光小の皆さんはそうですね。また、コロナについての対応での集団登校については、校長会とまだ相談していないので、これは相談していきたいと思うのですが、その集団登校が感染につながるということになれば、それはバラバラでということは考えられると思うのです。これは相談していきたいと考えています。

坂田委員 一方で、1年生のお子さんを守る、低学年のお子さんを守るという趣旨なので、そ

の辺の比較考量もあるかと思ひますし、以前、事件があつたときだつたと思ひのですが、親御さんが付き添ふというのは、私も何回か行きましたけれども、そういうことで代替するという方策もあるのではないかと思ひのです。

教育部長 集団登校は一応外ということもありますので、密集ですとか閉鎖空間ではないというところもありますから、マスクをしっかりと着用しながら、そういった点も含めてできる場合はやるという方向もありかなと思ひていますので、そこは学校の方とも相談しながらやっていきたいと。

坂田委員 私も先週ぐらいまではそういうものだと思ひていたのですがけれども、實際上、かなり様相が変わつていて、近距離で話をする場合のことなど、考えるべき点があるものと考えます。親御さんの心配とかも考慮すると、ちょっと検討は必要かなと思ひています。様子を見ていると子どもたちはしゃべりながら学校に行くのが楽しいので、本来、それはそれでいいことなのではなけれども。

教育総務課長 登校についてはバラバラに登校する学校も多いところがあつて、今、坂田委員がおっしゃられたように検討も必要であると思ひます。下校につきましては、今現在も1、2、3年生はシルバーさんが見守りをルートで行つてございます。シルバーさん自身も感染症にならないようにと指導しておりますけれども、一定の安全確保というところでは、集団下校についてはこれまでどおり必要と思ひてはいます。

坂田委員 あと、先ほどおっしゃつていた学習用プリントは非常に重要で、先生方の御負担にはもちろんなるのですがけれども、やはりどういう状態になるか分からないので、子どもたちの学びを途切れさせないために、一定量準備をしておいていただくことは願ひするしかないかなと思ひます。

指導室長 坂田委員がおっしゃるとおりで、本当に一定量を用意しておかないと、今も学校の方に保護者の方からきちんとした学習の体制を求められている声も上がつておりますので、この今の期間でしっかりとプリントなども用意しておくということで進めていきたいと思ひます。

坂田委員 学校間の協力も重要と考えます。一人の先生がクラスごとに全部のプリントを作っていると負担が過大になることではないかなと思ひます。プリントの性格によっては全部共通でもいいようなものも多いのではないかなと思ひのですけれども。

教育総務課長 一昨日、この案に向けて校長会、園長会ともこの議論をさせていただきまして、場合によっては2、3週間、学校が閉鎖になる可能性もあるので、あらゆる方策については校長会、園長会の中でもその期間どうするかというのは検討してくださいと願ひしているところでございますので、今の教材の一本化というか、そういうところについてもまた校長

会とも話をしていきたいと思います。

坂田委員 協力して教材を分担作成するのは考えられると思います。対応を難しくするのは波が来て休校になる時期がわからないということです。休校になる時期があらかじめ分かっていたら、実際にはありえないわけですが、その時期の課程のプリントだけ作って準備しておけばいいのですけれども、そういうわけではないので、そうするとある種全部の時期がないといけないというか、そういうことになりますよね。

長島委員 これまでもプリントとか配ってやってきたわけですよね。配ってそれぞれの家庭でやって、これにも登校日とか書いてありますけれども、これまでどんなやり方をしてきたのかちょっと教えていただけますか。各学校によって違うのですか。

指導室長 登校日のときに、課題に出されたものを子どもたちが持ってきて、担任に提出しているという形で、本来時間的に余裕がございましたら、きちんと見て、赤を入れて2、3日後に返せるということになります。現在預かっているということで、新学年の先生にそれを渡していくということで今、学校は対応しています。

教育長 加えて、前回御報告させていただきましたが、荒川区の教育委員会で今取り入れているネットによる学習の教材だとかもお家の方たちに公開して、家庭学習の参考にさせていただいています。

小林委員 その対策ですけれども、対応に関して言うと、非常に周到な対応をされてきて、この短い期間の中でよくこれだけのことを策定されたなと思います。

やはり一番気になるのが、子どもたちの学習面です。開校しても再び休校になる可能性がある中で、どのような形で子どもたちの学力を維持していくのかが、大きな課題です。校長会にも既にそれに関してお願いしたということなので、これからどのようにするか決めていられると思います。例えばプリントであるとか、インターネット活用であるとか、あらゆる手段を使いながら子どもたちの学力を維持していくというのが、将来的にも大きな課題になるのではないのでしょうか。

教材の共同開発であるとか、あるいはどなたか授業の上手な先生がやって、それをビデオで撮っておいて配信するという方法もあります。またネットの利用に制限がある生徒もいるかもしれませんので、その場合は登校日をずらしながら大きな画面で見るとか、いろいろなパターンを考えていくことが必要なのかなという気がいたします。

親御さんたちの連絡も電話ですと大変ですので、LINEを使うとか、そういうことがあってもいいのかなという気がします。そのあたりよろしくお願いいたします。

指導室長 今、小林委員からお話がありました学力の維持、本当に大事な問題で校長たちも頭を悩ましているところでございますが、実際に授業をやっていたら、子どもたちの理解でき

ているかできていないかということも把握できますし、スモールステップで小テストをやりながら確認もできるのですけれども、いかんせん今、家庭学習になっている中で、学力維持というところをこの期間どうしていくかということに悩みながら教材を準備しているということでございます。

学校が始まって登校していく中では、今、話題になっているのは寺子屋をまず始めて、課題のあるお子さんはきちんと教えるような形で基礎学力の定着を図っていこうとか、校長会では時数の確保というのはできていますということですので、土曜日の4時間の授業を6時間にして、少し厚めの授業をやって学習すると。あと、教員の研修とか出張とかをかなり減らし、また行事も削れましたので、その分授業を厚くできるということが学校の追い風になるというか、学力の追い風になると思います。そんな様子でございます。

教育総務課長 先ほどLINEの話が出ていたのですけれども、場合によってはまだスマホでない方もいらっしゃるって、LINEというのは難しいところもあります。先ほど学務課長からも報告させていただいた情報配信システムについては、今年度の段階で小学校が94.7%、中学校はちょっと落ちてしまうのですが88.8%、幼稚園については99.5%となっております。その他、登録をパケット代がかかるとか、ガラケーだということで嫌がる方もいらっしゃるって、そういう方については学校の方も把握をしていて、必ずその御家庭には連絡をするようにしています。

先ほど学務課長からお話ししましたように新1年生については連絡手段がないので、通知を出した段階で、配信のメールを必ず登録してくださいと今回特に、コロナ関係もあるのでというので強めに書いて、登録を促したいと思っています。100%までは行かないですけれども、ほぼ全員に情報は行くようになると思います。

教育長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今後とも状況の変化に応じて適切な、また時期を逸さない迅速な対応を図っていきたいと考えてございます。場合によっては定例の教育委員会の中に個別に御連絡をさせていただくことになるかもしれません。御了承いただければと思っております。

それでは、審議事項に入ります。初めに議案第10号「荒川区教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について(案)」を議題といたします。

それでは、教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長 「荒川区教育職員の在校時間等の上限に関する方針について(案)」でございます。前回の3月13日の教育委員会定例会におきまして、荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部改正、また幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正の議案を承認していただきました。その中に「具体的の方針を別途定める」と記載

がございまして、今回その方針がまとまりましたので提案するものでございます。

経緯につきましては記載にございますように、令和2年3月に規則改正を行ったところでございます。

概要でございます。その後の方針もついてございますけれども、「趣旨」「方針の対象者」「在校等時間の上限時間」「在校等時間の把握」「労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等」「学校における働き方改革の推進」の6章という形になってございます。

1枚おめくりいただきますと方針案が記載してございます。趣旨につきましては規則改正のときにもお話をしましたので省かせていただきます。方針の対象者につきましては、前回の規則と同じように幼稚園教育職員等が対象になっているところでございます。在校等時間の上限時間につきましては、1枚めくっていただきますと分かりますけれども、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限が1月について45時間、1年については360時間。前回議論がありました特例的な取扱いについては、1月におきまして100時間未満、1年において720時間という形になってございます。

在校等時間の把握につきましては、前回のところでも御議論いただきましたけれども、4月からは校務支援によります出退勤システムが入る予定になってございますので、その中で休日も含めてICカードで把握できるような形になっているところでございます。健康管理につきましては、労働法にのっとりまして遵守するとともに、メンタルヘルスについてもチェックをまいります。また6番目にございます「学校における働き方改革の推進」につきましては、例えば来年度予算でありますように、スクールサポートスタッフ全校配置ですとか、調査もの見直しですとか、夏季の長期間の休暇の取得など新しい取組なども入れるとともに、校務支援システムなど実際に入るようなシステムによって、これからも効率を図ってまいりたいと思っております。

方針案については以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

教育長 規則改正と手続の御説明をさせていただいたところでございます。よろしいでしょうか。ないようであれば質疑を終了いたします。

議案第10号について御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 討論を終了いたします。

議案第10号について御異議等ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第10号「荒川区教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について(案)」は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第11号「荒川区教育委員会事務局の人事について」を議案といたします。

山形課長、お願いします。

教育総務課長 議案第11号「荒川区教育委員会事務局の人事について」でございます。

内容でございます。まず上の方を御覧いただければと思います。これが新しい4月からの体制になります。まず、教育総務課長、私、山形が定年退職いたしますけれども、再任用フルという形で引き続き教育総務課長をさせていただき予定でございます。学務課長につきましては、菊池秀幸、現生活安全課長が学務課長に発令される予定でございます。指導室長につきましては、瑞光小学校の津野澄人校長が指導室長となる予定でございます。教育センター所長につきましては、大久保和彦、後ろにおりますけれども、統括指導主事が今度の教育センター所長になるところでございます。

下の段でございます。今回の人事におきまして任が解かれたものでございます。山形が定年退職になりますので、再任用フルという形になります。学務課長の小堀明美につきましては、今回、新設されます子ども家庭総合センターの副所長という形になります。また、指導室長、瀬下清につきましては、台東区立台東育英小学校の校長。教育センター所長の飯田秀男につきましては、板橋区立板橋第六小学校の校長に4月より就任する予定でございます。

内容は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 本件につきまして質疑がありましたら、お願いたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 議案第11号について異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 議案第11号「荒川区教育委員会事務局の人事について」は原案のとおり決定といたします。

続いて、議案第12号「指導主事の任用について」を議題といたします。

瀬下室長、説明をお願いします。

指導室長 それでは、指導主事の任用について、令和2年3月31日付転出及び4月1日付で指導主事の任用を行うものでございます。

初めに、統括指導主事の新規派遣でございます。杉山茂。江戸川区立小岩小学校副校長が

ら新規派遣でございます。

指導主事の新規派遣でございます。松下衣恵。今、産休育休中でございます。こちらが都費から区費の指導主事ということで切り替わります。これは指導主事が1名増える、指導室の中に1名増えるという関係でこういった切替えになります。

3点目、充て指導主事ということで、指導主事が今回、康匡志。江戸川区立二之江第二小学校主幹教諭から今回指導主事に新任教員ということで就きます。

続きまして、指導主事の転出でございます。小林幸子が世田谷区教育委員会の指導主事ということで転出いたします。

参考で、統括指導主事と指導主事の来年度の新体制ということで一覧にしております。

以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 議案第12号につきまして異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 議案第12号「指導主事の任用について」は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第13号「荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について」を議題といたします。

指導室長、説明をお願いします。

指導室長 それでは、「荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について」御説明を申し上げます。

初めに、幼稚園長及び汐入こども園長でございます。佐野実。現ひぐらし小学校校長。こちらが南千住第三幼稚園長、兼任で第六瑞光小学校長ということで転任・兼務でございます。

もう一方、高田大。現在尾久西小学校副校長から町屋幼稚園長、兼務で第七峡田小学校長。昇任・兼務でございます。

退職・転出でございます。南千住第三幼稚園長、野口悦子。区間交流ということで台東区の台桜幼稚園長へ転出されます。町屋幼稚園長兼務で第七峡田小学校長、小林輝明。普通退職でございます。

続きまして、幼稚園副園長でございます。岩本卯月。現在花の木幼稚園副園長でございます。新任園の東日暮里幼稚園副園長ということで転任されます。

3番の校長、こちらは2月の秘密会議で内申をさせていただいておりますが、そのとおりでございますので、御覧いただければと思います。

裏面でございます。退職でございます。先ほどもありましたが小林輝明、現在第七峡田小学校長、普通退職でございます。油井喜久、大門小学校校長、再任用終了でございます。

転出でございます。津野澄人、現在は瑞光小学校長ですが、指導室長ということで行政転出でございます。金子陽子、現在は第六瑞光小学校長ですが、転出で板橋区立前野小学校長ということでございます。

続きまして、中学校。こちら校長の方は2月秘密会議で内申をさせていただいたところでございますが、そのとおりでございます。

退職でございます。第三中学校長、清水隆彦、再任用満了。第四中学校長、宮沢亨、再任用終了。尾久八幡中学校長、統括校長、川越豊彦、定年退職。南千住第二中学校長、齊藤進、再任用満了でございます。

続きまして、副校長でございます。小学校、こちらも2月の秘密会議で内申をさせていただいたとおりでございます。退職でございます。郡司美恵子、第六日暮里小学校、副校長、定年退職でございます。秋元聡、大門小学校副校長でございますが、転任で江戸川区立篠崎第二中学校、副校長ということになります。

中学校の副校長につきましても内申のとおりでございます。

退職でございます。第四中学校、副校長の飯島和弘、定年退職でございます。

以上でございます。

教育長 議案第13号につきまして、御意見、御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 議案第13号につきまして、異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第13号「荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について」は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第14号「荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育センター所長 議案第14号「荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」でございます。

提案理由でございますが、荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例が平成29年4月1日から施行したことに伴い、本条例にのっとり設置された、いじめ問題対策委員会の委員5名を委嘱するものでございます。

今回、いじめ問題対策委員として委嘱する5名の方でございます。臨床心理士、山崎洋史

様。学識経験者、高野照夫様。医療関係者、成重竜一郎様。弁護士、石井将志様。福祉関係者、竹村睦子様をお願いしたいと考えてございます。

委員の職務でございます。これは荒川区のいじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第10条により、次のとおりになります。

一つ目、教育委員会の諮問に応じ、区におけるいじめ防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。

二つ目、区におけるいじめの防止等のための対策の推進について必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べる。

三つ目、区立学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告することになっております。

説明は以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 前教育委員であった高野先生には、事務局の方で事前に就任のお願いをして御快諾を頂いたところでございます。

特に御意見等がなければ、原案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認め、議案第14号「荒川区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」は原案のとおり決定いたします。

報告事項に移らせていただきます。「令和2年度予算における教育委員会主要事業について」を議題いたします。

説明をお願いします。

教育総務課長 改めて報告というよりは、以前、予算の時点で御説明をさせていただいたものを御確認させていただきまして、改めて冊子ができましたので、今回提出させていただくものでございます。

以上でございます。

教育長 予算案も無事本会議で議決されましたので、この予算でいきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

教育長 続きまして「荒川区と東京都立産業技術高等専門学校との特別推薦制度について」を

議題といたします。

指導室長、説明をお願いします。

指導室長 それでは、「荒川区と東京都立産業技術高等専門学校との特別推薦制度について」御説明を申し上げます。この特別推薦制度は、荒川区が区内地域にごさいます東京都立産業技術高等専門学校と特別推薦制度について連携協定を結びまして、東京都立産業技術高等専門学校が、荒川区立中学校の生徒の中から特別選抜として、令和4年度入学者から毎年度、最大2名の選抜をいたしまして、将来の日本のものづくり産業に貢献できる高い志を持つ人材を確保することに資するものでございます。なお、これまで実施しております推薦に基づく選抜、いわゆる一般推薦、それと学力検査に基づく選抜、いわゆる学力選抜、この一般推薦と学力選抜はこれまでどおりでございますが、そういう中に今回新たに荒川区立中学生を対象とする推薦に基づく選抜ということで、特別推薦枠を最大2名ということで加わるものでございます。

特別推薦制度の内容(予定)、流れでございますが、初めに、募集案内、応募基準の提示を行います。まず卒業時まで荒川区立中学校に在籍の見込みのある生徒であり、基本的な生活習慣が確立している生徒、ものづくりに高い志がある生徒で、4が数値でございますが、数学と理科、技術の評定が12以上ということで、そういう応募の基準を設定いたしまして、これを生徒、又は保護者、学校が知るということを行います。次に応募を行いまして、自校の中で面接を行います。それとスクーリングが必須になっておりまして、2回行います。学年が中学3年に上がる前の春休みに一度、3年生の夏にもう一度、このスクーリングに参加していただくのが必須でございます。そして、特別推薦の面接を受けて、特別推薦受検という流れになってございます。

次に、特別推薦の主な流れでございます。具体的な日程ということで、令和2年3月、現時点でこれから特別推薦入試の公表をさせていただきますして、4月以降に中学1、2年生に周知いたします。令和3年で2回のスクーリングを行いまして、令和3年12月に面接実施、推薦の委員会を実施し、候補者の決定。そして令和4年1月、特別推薦の出願、検査、合格発表、入学手続をいたしまして、令和4年4月に新入学ということで、この特別推薦合格者が入学するという、そういった流れでございます。

参考に一般推薦と学力推薦の日程の予定も付けてございます。

最後に、これまでの荒川区の中学校から、都立産業技術高等専門学校荒川キャンパスにどれだけの生徒さんが入っているかという表をお付けしておりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

教育長 本件につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

小林委員 これは荒川区の中学校にとっては、進学先を確保できるというメリットがあって、先方の高等専門学校に関しては優秀な学生を確保できるというメリットがあり、双方にとってウィン・ウインの関係ということなのではないでしょうか。

指導室長 今、小林先生がおっしゃったとおりでございます。高い志があり、なお、優秀な生徒を前もって確保できるということです。この高等専門学校に第一志望として入りたいという強い意欲のある生徒2名を確保できますので、両方にとって大変有意義なものであると思います。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほか、いかがでしょうか。特別推薦だから一般推薦よりもはるかに合格が保証されるということですね。

指導室長 特別推薦になった方は、100%入学できるとお約束いただいております。

教育長 よろしいでしょうか。

続きまして「令和2年度社会教育関係団体への補助金について」を議題といたします。

生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 令和2年度社会教育関係団体補助金を交付するに当たり、社会教育法第13条の規定に基づき、社会教育委員の会議で意見を聴取したところ、ここに記載されているとおり了承されたので御報告するものでございます。

内容の1番、生涯学習課所管分につきましては、団体補助が7件、事業補助が13件となっております。事業補助につきましては昨年14件で今年13件となっておりますが、こちらは記載の荒川区少年団体指導者連絡会の周年事業を一つ事業補助として去年は入れていましたので、件数としては去年と変わらずというところでございます。

続きまして裏面に行きまして、こちらには2番で教育総務課所管分、そして3番でスポーツ振興課所管分ということで、それぞれ団体補助、事業補助を予定してございます。参考に社会教育法の第13条につきまして記載をさせていただいております。

雑駁ではございますが、説明は以上になります。よろしく申し上げます。

教育総務課長 ちょっと補足をさせていただこうと思います。PTA联合会については小学校、中学校PTA联合会を通じて、活動が今のコロナの関係で講演会等が中止になって、補助金の執行に関わるところが出てくると思っています。また、合宿通学についても春に実施予定のところについてはきっと無理ではないかと思っています。ちなみに、今年度については第二峡田小学校が、ボランティアの確保ができず今回中止という形になっているので、できるだけ実施していただきたいと思っておりますけれども、場合によっては時期的なものとか、

先ほどのコロナの関係で事業が秋に集中するとなると、ちょっと厳しくなる可能性もあるかなというのは今、懸念しているところでございます。

生涯学習課長 生涯学習課の方でも少年キャンプと自然体験がございます。夏に予定しているキャンプもございますので、そちらにつきましては先ほど教育委員会からも御報告がありましたとおり、やはり宿泊を伴うような郊外活動については中止せざるを得ないのかなということで今、団体の方とは協議をしているところでございます。

教育長 わんぱく相撲もそうですね。

生涯学習課長 わんぱく相撲も今、同様に協議をしているところです。

坂田委員 状況もかなり変化がありますので、その辺は柔軟に対応するしかないかと思います。

教育長 よろしいでしょうか。本件については報告、了承とさせていただきます。

続きまして、「荒川区生涯学習推進計画（第三次）の進捗状況について」を議題といたします。

漆畑生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 平成30年4月に策定いたしました「荒川区生涯学習推進計画（第三次）の進捗状況について」報告するものでございます。

内容の1番です。荒川区生涯学習推進計画の概要につきまして（1）趣旨でございます。「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けて、区における生涯学習分野のさらなる推進に向けた方向性を示す計画として策定されたものでございます。

（2）期間、（3）基本理念、（4）施策の視点、（5）施策体系につきましては記載のとおりとさせていただきます。

続きまして、（6）重点プロジェクトです。こちらは前期5年間の間に積極的に推進するものとして四つほど定めております。学びがひろがる場や機能の充実、子どもの未来を育む学びの推進、オリンピック・パラリンピックを契機とした学びの展開、地域での活躍を支える学びの拡充となっております。

（7）評価方法についてです。区における評価といたしましては、区で全庁的に実施しております行政評価などを用いた進捗状況の確認を行うといったことで定められております。また、必要に応じて事業の所管課に対して進捗状況を調査するとなっておりまして、こちらに基づきまして今回進捗状況を確認し、御報告するものでございます。

学識経験者による評価ということで、裏面に行かせていただきまして、こちら進捗状況については毎年、教育委員会及び社会教育委員の会議に報告し、学識経験者による専門的な視点から点検と評価を行うとなっておりまして、今回御報告をさせていただく次第でございます。この評価の反映につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、2番の重点プロジェクトの進捗状況及び評価について御報告をさせていただきます。

一つ目の重点プロジェクト、学びがひろがる場や機能の充実ということで、こちらにつきましては、目指す方向性として四角の1個目の学びがひろがる情報提供の整備・充実と四角の2個目の身近な学びの場の整備・機能の充実ということで、方向性として二つ定めてございます。事業としては最後の方に出てきますけれども、22個の事業が定められておりまして、その中でも主な指標と評価項目ということで記載をさせていただいております。四角の2個目の身近な学びの場の整備・機能の充実の中でいいますと、街なか図書館の整備ということで記載をさせていただいております、読書のまち宣言をしている荒川区におきましては、読書ができる場の充実を目指していくといったところで、30年度の21カ所から40カ所に増えているといったところでございます。

今後も区の施設や民間施設での開設を目指して、さらなる推進をしていくと。例えば町屋文化センター、来年度末にリニューアルいたしますが、そちらの方でも街なか図書館の設置などを今、検討しているところでございます。

重点プロジェクトの二つ目、子どもの未来を育む学びの推進。こちらにつきましては、目指す方向性として、四角の1個目の体験活動の充実、もう一つ、3ページ目に行きまして四角の2個目の地域の中で子どもを育む活動への支援、四角の3個目の家庭教育支援・子育て支援ということで三つの方向性を定めておりまして、すべてで43の事業を、プロジェクトを推進していく事業として定めてございます。

こちらの中で、3ページの四角の2個目、地域の中で子どもを育む活動への支援の中で、主な事業としましては、地域子育て教室の参加者数ということで指標を載せさせていただいております。こちらにつきましては、地域における教育力を向上させていこうということで、地域の子育て教室を実施しております。例えば子ども食堂の運営者の方に子ども食堂の紹介をしていただいて、さらに子ども食堂に実際に行って参加して体験してもらおうと、そういった区民の関心が高いところ、またニーズがあったところを企画したことにより、このように昨年56人から102人の参加といった形になっております。今後も区民の声を参考にしながら、こちらの事業についても推進していきたいと考えてございます。

続きまして、重点プロジェクト三つ目、オリンピック・パラリンピックを契機とした学びの展開でございます。こちら四角の1個目、国際理解に関する学習機会の提供を目指す方向性としてこちらを定めておりまして、次の4ページに行きまして、四角の2個目、障がい者理解に関する学習機会の提供、四角の3個目、地域の文化や歴史に関する学習機会の提供ということで三つ定めてございまして、こちらにおきましては、すべてで35の事業を定めてございます。中でも四角の3個目、地域の文化や歴史に関する学習機会の提供というところ

で、こちら主な事業として俳句文化振興事業の投句事業への投句数ということで指標を載せさせていただいております。こちらにつきましては、毎年荒川俳壇という形で年に4回ほど区民の方から投句を募っておりますが、そちらの投句数が30年度から令和元年度はこのような形で伸びており、推進が図られたということで指標を載せさせていただいております。

また、現在学校が休校中ということで、小中学生スペシャルとして、東京都俳句連盟副理事長の対馬先生に御協力を得まして、現在、投句募集を行っているところでございます。

続きまして、重点プロジェクトの四つ目、地域での活躍を支える学びの拡充ということで、目指す方向性としましては、四角の1個目、学びによる社会参加へのきっかけづくり、四角の2個目、区内活動団体等への支援、四角の3個目、5ページです。交流によるネットワーク化への支援ということで三つ方向性を定めておりまして、すべてで47の事業を定めて推進を図ってきたところでございます。

中でも四角の3個目、交流によるネットワーク化への支援というところで、主な事業としまして、地域教育力向上支援事業活用団体のネットワーク支援ということで、参加・協力団体数を指標として載せさせていただいております。こちらにつきましては、先ほど団体補助、補助金の御説明を差し上げた団体のネットワーク化を図っていこうというところで、ゆいの森あらかわで、主には子育てのための昔遊びですとか、紙芝居ですとか、ボードゲームですとか、いろいろなことをやられている団体がいるのですけれども、そういった方々が一堂に会してゆいの森の利用者に対して、いろいろな子どもに対して遊びや学びのきっかけを提供していくといった事業をやってございまして、30年度が17団体、令和元年度は18団体ということで、団体数も伸びてございます。こちらも引き続き充実を図っていきたいと考えてございます。

そして、3番目の今後の方向性についてですが、今、説明した四つの重点プロジェクトにつきましては、定められた各事業の進捗はおおむね良好ではありましたが、一部の事業で数値が減少するといったこともございました。今後も実施した事業に対する点検評価を行い、事業の見直し、改善をしっかりと繰り返し行うことで、区民の皆様の生涯にわたる学習活動を推進するとともに、生涯学習の場の充実に努めてまいりたいと考えてございます。また、こちらの計画を定める前に実施した世論調査の内容がございまして、今後、前期5年を終了した際にまた同じ項目で世論調査を行う予定となっておりますので、そういった調査における進捗の確認といったことも考えてございます。また、毎年実施しております区民総幸福度（GAH）による調査においても生涯学習の環境の場の充実ですね。そういった指標もございまして、そちらのアンケート結果につきましてもしっかりと確認していきながら、こちらの推進計画が進んでいるかということについてはしっかりと点検を行っていきたいと思っております。

御報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員 評価というのは区の評価なのでしょうか。ここに書かれていることですが、

生涯学習課長 そうですね。生涯学習課、地域文化スポーツ部の方で各所管がやっている事業を集めさせていただいて、それを基に主な事業として定めたものを評価させていただいているところです。

坂田委員 評価方法に学識経験者による評価というのがあるのですが、これは。

生涯学習課長 社会教育委員の会議においても、今回は文書付議だったのですけれども、こちら同じものをお送りして、御意見を頂戴しているところでございます。そして、今回このように御報告をさせていただいておりますので、もし、今後何かございましたら、いろいろとアドバイス等いただくと今後の計画にも反映しているかなと思っております。

坂田委員 もう一つ聞きますと、主な指標というのは、いわゆるKPIですけれども、これは事前に定めてあると、そういうことなのですか。

生涯学習課長 いえ、こちらは重点プロジェクトに定められた数多くの事業を見渡す中で、事務局の方でピックアップさせていただいたものです。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

小林委員 評価の基準というのは、主には参加者数を評価の基準としているということで理解すればよろしいですね。

生涯学習課長 そうですね。毎年行っている行政評価、各所管が作っている事務事業分析シートや施策分析シートがございますが、そちらの方で各所管が行っている指標、定めている指標がありまして、その指標を主な評価項目ということで今回評価をさせていただいているところです。

小林委員 そうですか。分かりました。

坂田委員 私の質問の趣旨は、一般的には、評価は事前にどういうことで評価するかをあらかじめ、ある程度定めておいて、それに基づいて評価するというのが普通だと考えます。どういうふうに評価するか、若しくは評価指標は結構重要であり、これを間違えると活動をゆがめてしまう可能性もあるわけです。そのところはやはりよく検討しておいた方がいいものです。後からこれを取り上げますというのは、ルールを後付けで作るようなもので、よくない場合もあると思います。一方で最初に定めることによるリスクもあって、人数さえよければ、例えば多ければいいというのだと、人数を集めることが主眼になってしまうわけですが、事業によってはそれだけというのは妥当でない場合もあると思いますので、弊害も起こり得るわけです。現場の方から見ると、ある程度こういうことで評価されるということ

が最初から分かっている方が、皆さんのやりがいとかどういふことをやればいいのかとか、考える際には指針になるのではないかと思います。

教育長 よろしいでしょうか。本件については以上とさせていただきます。

本日、御審議いただきます審議事項、報告事項については以上でございますが、その他の報告事項といたしまして、1件、教育長職務代理者の指名についてを御相談させていただきたいと存じます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項におきまして、教育長職務代理者は教育長が教育委員の中からあらかじめ指名することと規定されてございます。坂田委員の教育長職務代理者としての任期が本年4月1日までとなっております。そのため、4月2日からの教育長職務代理者として小林委員に、よろしく願いいたしたいと存じます。任期は1年とし、令和3年4月1日までとなります。

続いて、議席の指定でございます。会議規則第5条におきまして議席は教育長が定めることと規定されております。議席案をただいまから配付させていただきます。

(議席案の配付)

教育長 ただいま配付させていただきました議席案を4月2日以降の本委員の議席として定めさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局から何か連絡事項等ありますでしょうか。

教育総務課長 「教育委員会の日程」を御覧いただければと思います。まだ、コロナの関係で日々変わってしまうので、また随時御連絡をさせていただければと思います。まず、修正箇所については、5月22日小学校の視察、これについては延期をさせていただいて、場合によっては秋頃にできるかなと考えております。4月21日の中野サンプラザで行われます教育施策連絡協議会については中止になりました。

その下でございます。5月22日の教育委員会定例会につきましては視察がなくなりましたので、時間が早まりますとともに場所が特別会議室になりますので御確認をいただければと思います。

裏面のところで、その他の予定のところ、先ほどのコロナの関係で入学式が、小学校・中学校とも1週間ずれてございますので、小学校については13日の月曜日、中学校については14日の火曜日という形になります。また、4月10日の退職校長の感謝状贈呈式につきましては、前回もちょっと協議会などでお話をさせていただきましたように、全員参加ではなく、退職校長と校長会長をお呼びして、教育委員の先生方とともに実施したいと思っております。ただ、場所がどうも区としてサンパールだとかそういったところを、外の会場そのものが使えなくなってまいりまして、今のところは、304、305会議室で主催しようか

など考えております。

あと、その下の伝統技術展についても変わる予定なのでしたか。

生涯学習課長 6月に予定してございます「あらかわの伝統技術展」ですが、今のコロナの状況もありますし、子どもたちの校外学習の中止といった状況もあります。また、オリンピックが今回延期になりましたので、オリンピック期間、スポーツセンターはずっと押さえられていたのですけれども、そこが空く予定となっていて、9月の初めで今、充てられないか急遽検討しているところです。そのため、こちらは6月の開催ではなく9月の方向で今、検討を進めております。

教育総務課長 以上のようにコロナの状況次第によっては今後の日程等については変わると思っていますので、随時御連絡を差し上げたいと思います。以上です。

教育長 以上をもちまして定例会を終了とさせていただきます。

了